東京農業大学校友会広島県支部規約

昭和３４年３月３０日施行　昭和４１年６月２５日改正
昭和４８年３月２５日改正　昭和５０年８月１６日改正
昭和５３年７月２３日改正　昭和５５年１１月１５日改正
昭和６３年９月２５日改正　平成８年８月４日改正
平成１３年７月２０日改正　平成１６年８月２２日改正
平成１７年８月２８日改正　平成１８年８月２７日改正
平成２１年７月２６日改正　平成２２年８月２２日改正

（名称）

第１条　この会は東京農業大学校友会広島県支部という。

（目的）

第２条　この会は、東京農業大学校友会会則第５章第５４条により設置し、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第３条　この会の事務所は「支部幹事長宅」とする。

（会員）

第４条　この会の会員は、つぎに揚げるものを卒業または終了し、広島県内に居住もしくは勤務する者をもって組織する。

（１）東京農業大学大学院
（２）東京農業大学農学部、応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部及び生物生産学部
（３）東京農業大学短期大学及び東京農業大学短期大学部
（４）元東京農業大学本科及び専修科並びに予科
（５）元東京農業大学農学部及び専科
（６）元東京農業大学専門部及び専科
（７）元東京農業大学高等科王帯専修科
（８）元東京高等農学校及び専攻科並びに専修科
（９）元東京農学校及び専修科
（１０）元東京農業大学農芸化部
（１１）元東京農業大学農芸化学講習部
（１２）元東京農業大学肥料分析講習部

（１３）元東京肥料分析技術院養成講習所
（１４）元東京農業大学農林省委託耕地整理講習部
（１５）元東京高等農学校耕地整理講習部
（１６）元東京農業大学満州国委託農業土木技術員講習部
（１７）元東京高等造園学校
（１８）東京農業大学社会通信教育部を終了し、同社会通信教育部の推薦により理事会の詮衡を経て総会の承認を得た者
（１９）上記の各学部等の中途退学者にあっては、東京農業大学校友会広島県支部の各分会から推薦され、広島県支部役員会で詮衡・推薦承認を経て、東京農業大学校友会総会の承認を得た者

（顧問）

第５条　この会に顧問をおくことができる。

２　顧問は役員会の決定を経て、支部長が推薦し、総会で決定する。

３　顧問は支部長の諮問に応じ、支部の活動・運営に関して、指導または助言をすることができる。

（役員）

第６条　この会に役員をおき、選任は総会において選出する。

ただし、分会役員は分会総会において選任する。任期は２年とし、再選を妨げない。

１支部長　　１名　　２副支部長（分会長）　若干名　　３幹事長　　１名
４幹事　　若干名　５代表監事（監事）　　２名

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

１　支部長は会務を総轄し、この会を代表する。

２　副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。

３　幹事長は支部長の命により会務を執行する。

４　分会長は各分会を代表し、分会会務を統轄する。

５　分会幹事は分会長の命により分会会務を執行する。

（会議）

第８条　この会の会議は総会及び役員会とする。

１　総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年１回、臨時総会は支部長が必要と認めたときに開催する。

２　役員会は必要により開催するが、支部長が特に必要と認めたときは、これを総会に代えることができる。

３　会議の議長は支部長が行い、出席会員の過半数で議決する。

（分会）

第９条　支部内に次の分会を置く。

１広島分会　　２呉分会　　３三原分会　　４福山分会　　５三次分会

第１０条　この会の会費は、会員の納める会費および寄付金その他をもってこれにあてる。

（平成６年度より支部年会費は３，０００円）

第１１条　会員の慶弔に対し祝・弔電を施行する。

なお、支部活動に功績のあった会員の弔事に対しては、献花することができる。

附　則

１　第９条に定める分会の地域割りはつぎのとおりとする。

（１）広島分会：広島市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡

（２）呉分会：呉市、竹原市、豊田郡

（３）三原分会：三原市、尾道市、世羅郡

（４）福山分会：福山市、府中市、神石郡

（５）三次分会：三次市、庄原市、安芸高田市

２　分会及び会員親睦会への助成

（１）分会総会開催に係る助成（２０，０００円＋分会会員数×２００円）

（２）会員親睦会（活動実績により年２０，０００円を限度）